

千代田中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条に基づき、策定したものである。

第 1 いじめ問題に対する基本方針

1 いじめ防止等に対する対策

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめ事案への対処
- (4) 本基本方針の評価

2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に基づき、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

管理職（校長・副校長・教頭・副教頭・事務課長）、運営委員会委員（各分掌部長・学年主任）、当該学級担任

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・ いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・ いじめの早期発見・いじめ事案への対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他、いじめの防止等に関すること。

第 2 いじめの防止

1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2 道徳教育等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育等の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係わる措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4 学校独自の取り組み

建学の精神に基づき、宗門校として相手を思いやる心を育てる心の教育を実践することにより、いじめの防止等に取り組む。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のため、相談体制を整備する。また、スクールカウンセラーによる相談を定期的実施する。

2 定期的な調査、その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、聞き取り調査、学期に一回以上の個別面談、全生徒に対するアンケート調査の実施など必要な措置を講じる。

3 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

第4 いじめ事案への対処

1 事実の有無の確認

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査、アンケート調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下、「調査」という。）を行う。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒にふり返りを通して自己内省を促し、さらに保護者に対して助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係わる情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が生じた場合、学校の設置者はその対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために重大事態調査委員会(以下、「調査委員会」という。)を、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかの判断を行い、設置する。

(種類)

学校の設置者が主体となる場合は第三者調査委員会を立ち上げ、学校が主体となる場合は校長の判断により委員会に第三者を加える場合と第三者調査委員会を立ち上げる場合がある。

(構成)

学校が主体となり第三者を加える場合

管理職(校長・副校長・教頭・副教頭・事務課長)、運営委員会委員(各分掌部長・学年主任)、当該学級担任、養護教諭、弁護士

(設置期間)

調査委員会は重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は重大事態に係わる事実関係を明確にするために調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者及び東京都(私学部)への報告等

重大事態の発生及びその調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都(私学部)に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都(私学部)と連携、協力して対応を行う。

第5 本基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、本基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

<附則> この基本方針は、平成 26 年 12 月 8 日より施行する。

<附則> この基本方針は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

<附則> この基本方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

<附則> この基本方針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。